部長及び参事官
殿
所　属　長

警務発第543号
令和７年５月30日
５年保存（口訓）
本　部　長

育児や介護に携わる会計年度任用職員に対する面談等の実施について（通達乙）

育児や介護に携わる職員（会計年度任用職員を除く。）に対する面談の実施等については、「育児や介護に携わる会計年度任用職員に対する面談等の実施について（通達乙）」（令和４年９月29日警務発第504号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）等の改正が行われ、休暇制度、育児休業手当金制度等が改正されたことなどを踏まえ、必要な事項を見直し、令和７年５月30日から下記のとおり実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、本通達の実施をもって旧通達は廃止する。

記

１　会計年度任用職員又はその配偶者の妊娠が判明した際の面談等

(1)　育児面談シートの提出

自己又は配偶者の妊娠が判明した会計年度任用職員は、速やかに所属長に報告の上、別添１の「育児面談シート」（以下「育児面談シート」という。）を作成の上、所属長に提出するものとする。

(2)　育児休業・休暇の取得希望等の聴取

会計年度任用職員から育児面談シートの提出を受けた所属長は、当該職員に対して出産・育児に関する休業・休暇制度を説明した上、育児休業・休暇の取得を奨励するとともに、当該職員の休業・休暇の取得予定、利用を希望する勤務制度その他勤務に関する要望事項を聴取するものとする。

(3)　育児面談シートの送付等

育児休業・休暇の取得希望等の聴取を実施した所属長は、育児面談シートの写しを県本部警務課長（以下「警務課長」という。）に送付するものとする。この場合において、対象職員が男性である場合は、配偶者の出産予定日、男性職員の育児参加休暇、配偶者の出産休暇の取得予定についても報告すること。

２　育児休業者に対する復職前面談の実施等

所属長は、育児休業（おおむね１年以上の育児休業とする。）から復職する

予定の会計年度任用職員がいる場合は、復職日の約２か月前には当該職員と面談等（電話でも可）を行い、その時点における育児環境等の把握に努め、別添２の「育児・介護面談シート」（以下「育児・介護面談シート」という。）を作成するものとする。

3　特別休暇等取得状況の報告

男性の会計年度任用職員が配偶者出産休暇及び育児参加休暇を取得した場合は、取得した翌月の10日までに、別記様式の「男性の配偶者出産休暇等取得状況報告書」により警務課長に報告すること。

4　配偶者、父母等の介護が必要になったときの面談の実施等

(1)　介護面談シートの提出

配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護が必要になった会計年度任用職員は、速やかに所属長に報告するとともに、別添３の「介護面談シート」（以下「介護面談シート」という。）を作成の上、所属長に提出するものとする。

(2)　介護休暇の取得希望等の聴取

会計年度任用職員から介護面談シートの提出を受けた所属長は、当該職員に対して介護に関する休暇制度を説明の上、介護休暇の取得を奨励するとともに、当該職員の休暇の取得予定、利用を希望する勤務制度その他勤務に関する要望事項を聴取するものとする。

(3)　介護面談シートの送付

介護休暇の取得希望等の聴取を実施した所属長は、介護面談シートの写しを警務課長に送付するものとする。

5　育児又は介護環境に変化があったときの申告等

育児面談シート又は介護面談シートを提出した職員は、育児又は介護環境に変化があったときは、必要に応じて、所属長にその状況を申告するものとする。この場合において、所属長は、当該申告の内容等を育児・介護面談シートに記録するものとする。

（本件担当：企画係、2652、2664）